

# - 仙台市都市計画道路網見直し方針 -

平成21年3月

仙 台 市

## ＊ ＊ 目 次 ＊ ＊

都市計画道路網を見直す必要性	1
都市計画道路網見直しの基本的な考え方	4
都市計画道路見直しの検討対象道路図	7

仙台市は、これからの人口減少時代の到来や急速な少子高齢化の進展など、都市を取り巻く様々な環境変化を踏まえ、仙台の活力、魅力の向上と、そのための基盤づくりを行い、暮らしやすく、東北の発展に貢献する都市を実現し、本市が持続的に発展し続けていくため、平成19年1月に「仙台市都市ビジョン」を策定しました。

将来のまちづくりにおいて道路は、公共交通を中心とした交通体系を構築する上での基本的な施設として、都市活動を支える役割を担っています。

本市の都市計画道路 網は、高度経済成長期にあたる昭和40年代前半に、人口増大に伴う市街地の拡大を見直し大幅な見直しを行い、その後も、隣接市町との合併による追加などを経て、現在に至っています。その間、骨格幹線道路網となる3環状12放射状線の整備による渋滞解消や、市街地拡大に対応した整備などを進めてきましたが、近年では交通量の減少傾向がみられ、また、社会環境の変化に伴う新たなまちづくりへの対応や整備の長期化など様々な課題が生じてきたことから 新たな見直しが必要となりました。

この『仙台市都市計画道路網見直し方針』は、今後、本市において個々の道路の必要性を具体的に評価し、道路網を見直していくのに先立ち、見直しの目標や、視点、評価の指標、手順などの見直しの基本的な考え方を取りまとめたものです。

都市計画道路は、人や車の安全で円滑な通行を確保し、都市活動を支えるとともに、良好な街並みの形成や、火災の延焼を防止するなどの役割を持ち、都市計画法に基づき、ルート、幅員などが決定された道路であり、将来の目指すべき都市像（まちづくり）を実現するために、計画的に配置する道路です。

## 1. 都市計画道路網を見直す必要性

現在の都市計画道路網には、次の課題があることから、見直しが必要となっています。

### (1) まちづくりの課題

まとまりのある市街地の形成

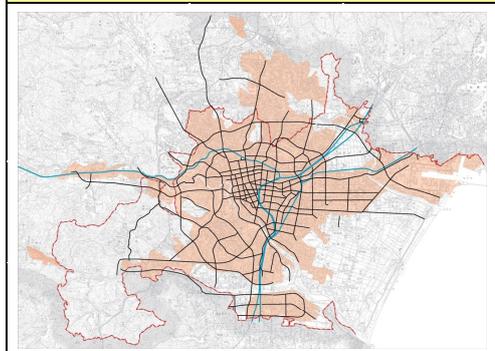
これまで増加する人口の受け皿として、市街地の郊外への拡大とともに、都市計画道路の計画延長も伸びてきました。



郊外への市街地の拡大により，鉄道やバス等公共交通のサービスが十分受けられない地域が拡大し，その結果，車に依存せざるを得ないまちになってきています。

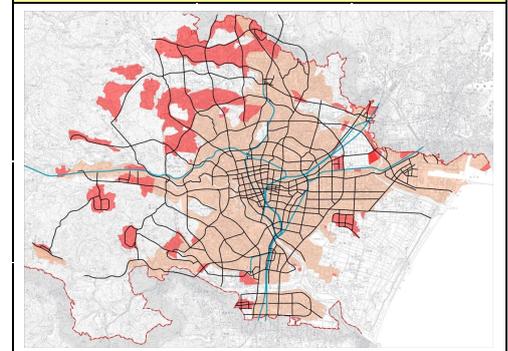
このため，これからの人口減少時代の到来や急速な少子高齢化の進展などを踏まえ，新たな郊外開発を抑制し，公共交通が利用しやすい，まとまりのある市街地の形成が必要となっています。

昭和 45 年の市街化区域と都市計画道路



市街化区域		都市計画道路	
面積	路線数	計画延長	
147.3km <sup>2</sup>	79	367km	

平成 18 年の市街化区域と都市計画道路



市街化区域		都市計画道路	
面積(km <sup>2</sup> )	路線数	計画延長	
180.2 km <sup>2</sup>	152	502km	

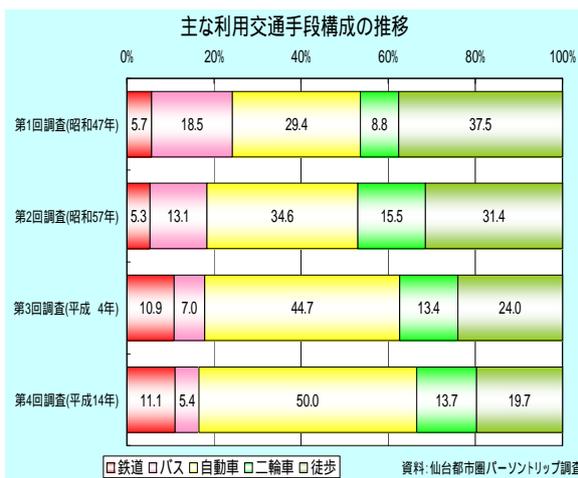


ここ 36 年間で市街化区域の面積は約 1.2 倍，都市計画道路の計画延長は約 1.4 倍になった。



### 自動車依存から公共交通の利便性を高める都市計画道路網への転換

本市では，高齢化の進展を踏まえ，自動車利用から誰もが安心して利用できる公共交通への利用転換を進めるため，地下鉄東西線の整備や，地下鉄南北線，JR線やバスなど，公共交通の利便性向上に取り組んでいます。今後は，駅に結節する道路やバス走行性の向上に資する道路など，利便性を更に高める道路網への転換が求められています。



## (2) 環境への対応

### 杜の都にふさわしい環境への配慮

本市は，古くから「杜の都」と呼ばれるように，「青葉山」や「広瀬川」に代表される豊かな自然環境に恵まれた都市です。

これまで、都市の貴重な資源である自然環境を将来にわたって保全するため、「広瀬川の清流を守る条例」や「杜の都の環境をつくる条例」等に基づき、市民の財産である「広瀬川」や「都市の緑」を守り育ててきました。

最近では、地下鉄東西線の整備にあわせ、青葉山地域の都市計画道路の計画を見直し、一部の道路を廃止するなど、青葉山の豊かな自然環境の保全を図ってきました。

環境への対応がより求められる現在、あらためて自然環境への配慮が必要となっています。

### (3) 都市計画道路網整備上の課題

#### 進まない都市計画道路の整備，長期間にわたる建築制限

本市では、これまで都市計画道路の整備に取り組んできましたが、整備費用が多大なことなどから、平成19年度末の整備率は66.9%と、整備が進んでいない状況です。

また、今後の本市の財政は厳しさを増し、都市計画道路の整備に充てる予算の減少も見通され、未着手の都市計画道路約133kmの整備完了には、相当の期間を要します。

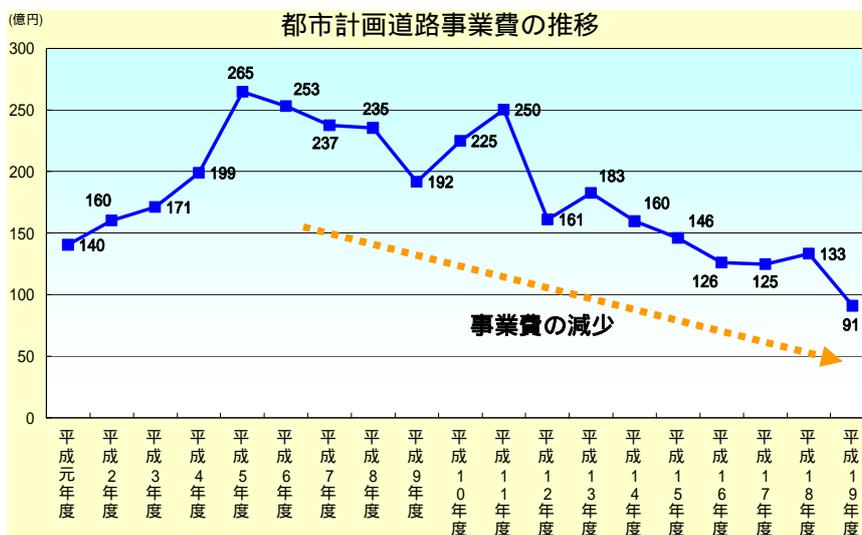
このままでは、都市計画道路に計画決定されている区域における建築制限の長期化が懸念されます。

都市計画道路の整備を円滑に進めるため、都市計画道路として決定された区域内に建物などを建築する場合は、市長の許可を受ける必要があり、3階建て以上又は地階(地下)を有するものや鉄筋コンクリート造は建てられないなど、一定の建築制限が課せられています。(都市計画法第53条)

なお、本市では、一定要件のもと商業地域及び近隣商業地域において、3階建てまで建築可能としております。また、容積率、都市計画道路がかかる地積割合に応じ、固定資産税を補正しております。

都市計画道路の整備状況 (平成20年4月1日現在)

計画延長	整備済延長	事業中延長	未着手延長
502.60km	336.14km	33.64km	132.82km



## 2. 都市計画道路網見直しの基本的な考え方

現在の都市計画道路が抱える様々な課題に対応しながら、本市が目指すまちづくりの実現に向け、次の考え方に基づき、都市計画道路網を見直していきます。

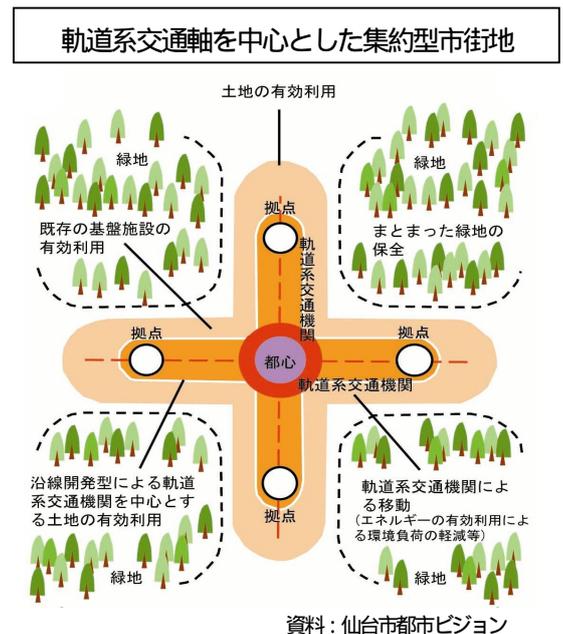
### (1) 見直しの基本目標と視点

**【基本目標】市民の誰もが暮らしやすく、本市の持続的発展を支える都市計画道路網**

本市のまちづくりは、様々な社会情勢の変化を踏まえ、「仙台市都市ビジョン」において、公共交通軸を中心とした機能集約型都市の形成、地域経済を支える産業基盤の確立、安全・安心な都市の実現、質が高く緑豊かな都市空間の形成を図り、暮らしやすい都市、将来にわたって持続的発展を続ける都市の実現を目指しています。

都市計画道路の見直しにあたって、このような本市の目指すまちづくりを誘導することを基本に、上記の目標を定めました。

この基本目標の達成に向け、また、現在の都市計画道路が抱える課題に対応するため、4つの「見直しの視点」を定め、見直しを行っていきます。



#### <視点1> まちづくりの誘導

自動車に過度に依存したまちから、公共交通が利用しやすく、都市の活力が持続し、安心して住むことができ、より環境を大切にすまのまちの実現に資する都市計画道路を重視し、評価します。

#### <視点2> 交通処理機能の確保

円滑な交通の流れを確保し、本市の目指すまちづくりを支える道路網の形成につながる都市計画道路を重視し、評価します。

#### <視点3> 既存道路の利活用

これから整備をする都市計画道路と同程度の機能を有する既存道路について、当該都市計画道路を代替できないか検討していきます。

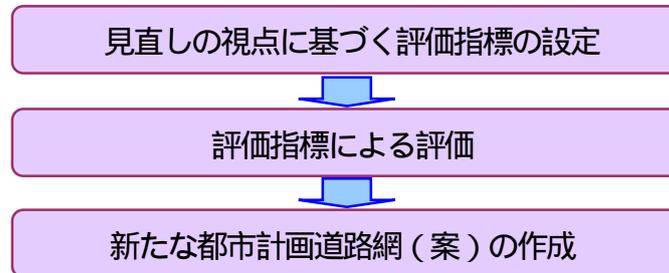
#### <視点4> 事業の実現性

都市計画道路の整備の長期化に対応するため、安全な道路構造での整備が可能かどうか、また、事業費に対し効果の低い道路について、必要性を検討していきます。

## (2) 見直しの手順

見直しの手順は、検討の対象とする都市計画道路について、見直しの視点に基づく評価を行い、新たな都市計画道路網（案）を作成します。

見直しを進めるにあたっては、適宜、検討状況を公表し、また、評価結果については、市民の皆様のご意見をいただいております。

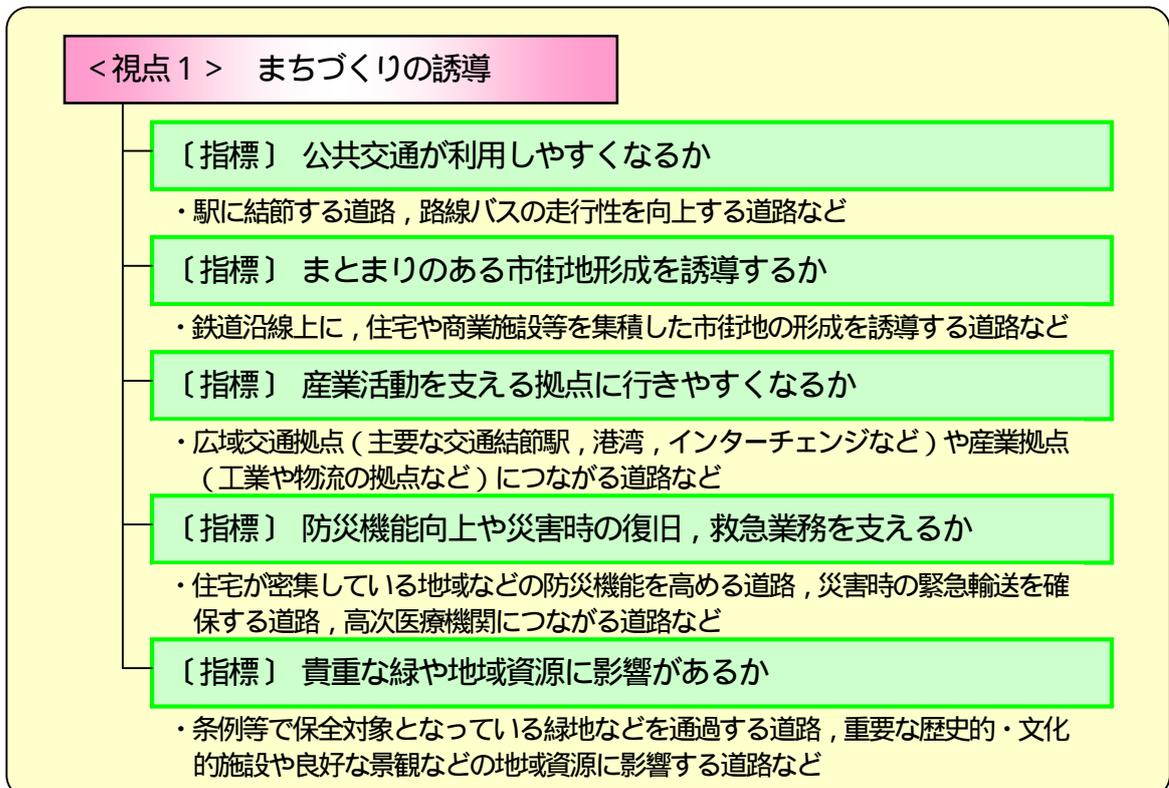


### 検討対象とする都市計画道路

見直しの検討対象とする都市計画道路は、未着手の道路、又は、供用しているが計画どおりの幅員で整備されていない暫定整備の道路で、「都市計画道路見直しの検討対象道路図」（別図参照）に示す道路とします。

### 評価指標の設定

「見直しの視点」に沿って、道路ごとの必要性を評価する主な指標を次のとおり設定します。



<視点2> 交通処理機能の確保

〔指標〕 都市計画道路網としての連続性が確保されているか

・移動しやすいネットワークを形成する道路など

〔指標〕 将来交通量に対応できる都市計画道路網になっているか

・歩行者、自転車、自動車の円滑な通行を確保する道路、渋滞を緩和する道路など

<視点3> 既存道路の利活用

〔指標〕 既存の道路を利用できるか

・将来必要とされる道路機能（車線や歩道）と同程度の機能がある既存の道路など

<視点4> 事業の実現性

〔指標〕 安全な勾配や交差点間隔などを確保できる構造になっているか

・安全な通行が可能な勾配や歩道の幅員を確保できる道路、交通処理が円滑になる交差点間隔を確保できる道路など

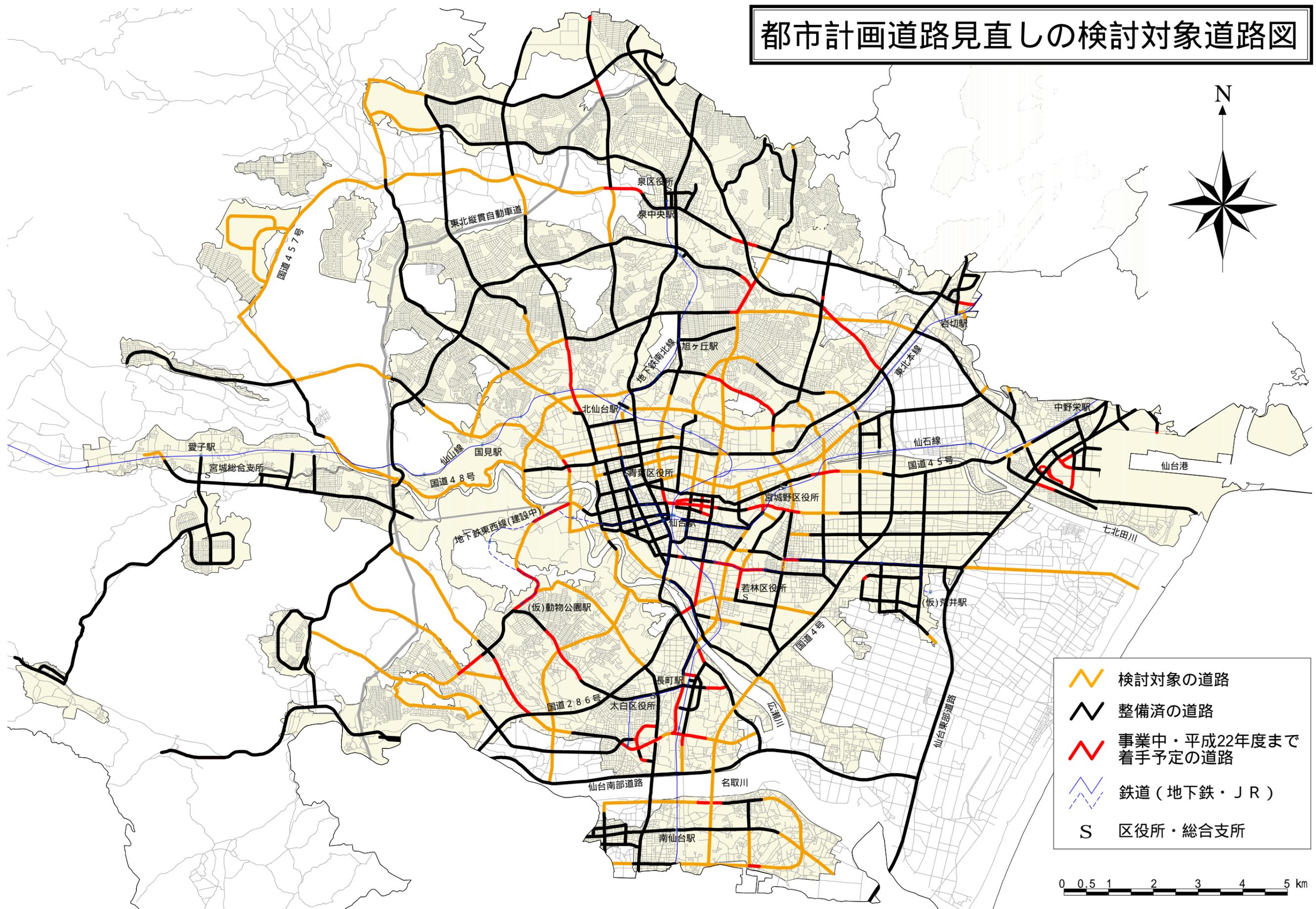
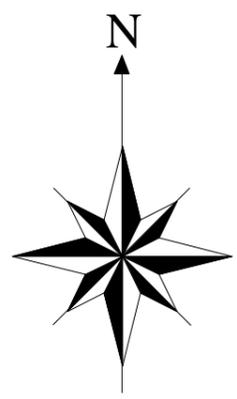
〔指標〕 事業費に対する事業効果が高いか

・事業効果に比べ、用地の取得状況を含めた移転補償費や工事費が著しく高額な道路など

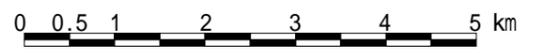
評価について

見直しの検討対象とする都市計画道路ごとに、継続又は廃止について、指標を用いて総合的に評価します。

# 都市計画道路見直しの検討対象道路図



-  検討対象の道路
-  整備済の道路
-  事業中・平成22年度まで着手予定の道路
-  鉄道（地下鉄・JR）
-  区役所・総合支所



仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

電 話 0 2 2 - 2 1 4 - 8 3 0 2

F A X 0 2 2 - 2 1 1 - 0 0 1 7

e メール tos009510@city.sendai.jp